

近世の牡鹿半島における漁業紛争の処理

遠藤 匡 俊

一、はじめに

村落の共同体的性格を求めするには、二つの接近法があると思われる。一つは、村落内の家相互の結合を諸指標によってとらえ、結合の重複度をもって共同体的性格を求めらるるもので、いわば内部からのアプローチである（鈴木一九四〇の自然村、水津一九六四、一九六九の集団積分体他）。もう一つは、対立関係にある単位を求め、この単位をもって共同体的性格を有し得るものとしてとらえるもので、いわば外部からのアプローチである（一）（Simmel 1923, Coser 1956, 服部一九五四、川崎一九五七他）。後者の外部からのアプローチにとっては特に紛争の考察が必要となる。紛争は様々に定義されている（Aubert 1963, 川島一九七二、棚瀬一九七七、千葉一九七六、七八他）が、本稿では、紛争を個人から国家に至る各レベルで見い出せる心理的葛藤から武力的戦争をも含めた包括的な意味を有するものとしてとらえる。

近世日本の漁業紛争（漁業に關係する紛争）を扱う研究は、その紛争のとらえ方によって三つに分けられる。ただ

し、詳細な記述が成されていても紛争をとらえる視点が明確でないもの（羽原一九五三～五五、山口一九四八他）を除く。

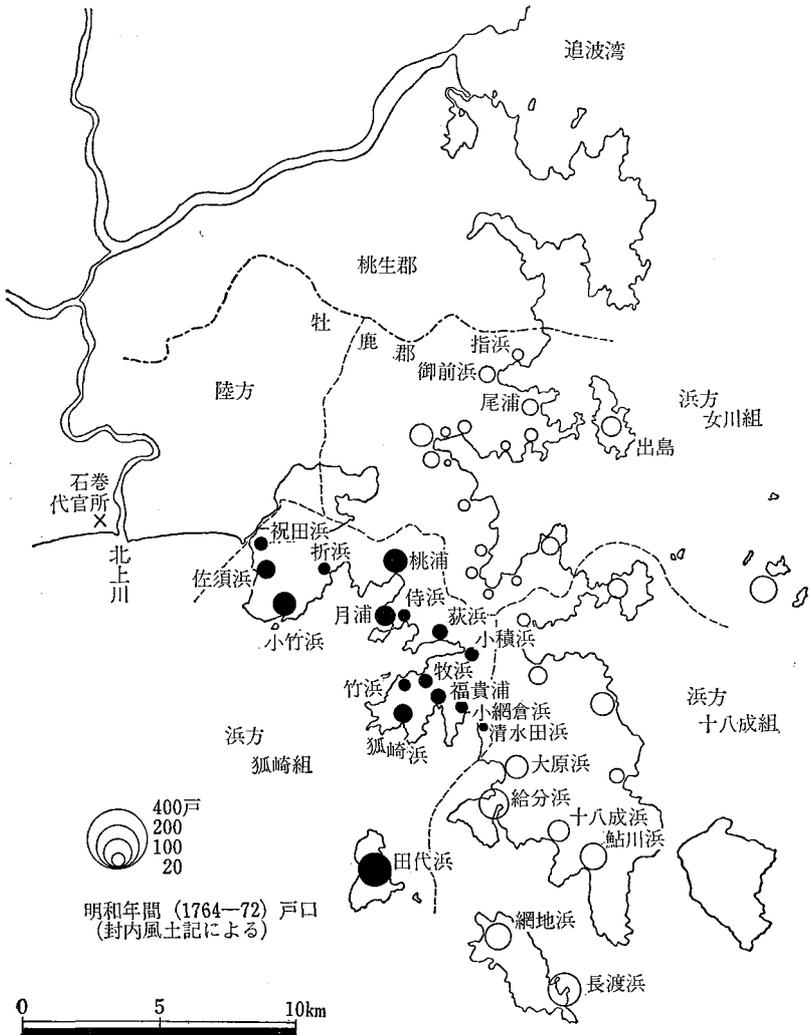
(1) 村落構造の変化を示す指標として漁業紛争をとらえるものであり、特に農村の漁村化に伴う地先村持漁場の成立過程を重視する（荒居一九六三、吉川一九六三、川名・堀江・田辺一九七〇、七一、七二）。

(2) 村落間（むらとむら）の結びつきを示す指標として紛争をとらえるものであり、特に漁業紛争の存在をもって対立関係を重視する（池野一九五七）。

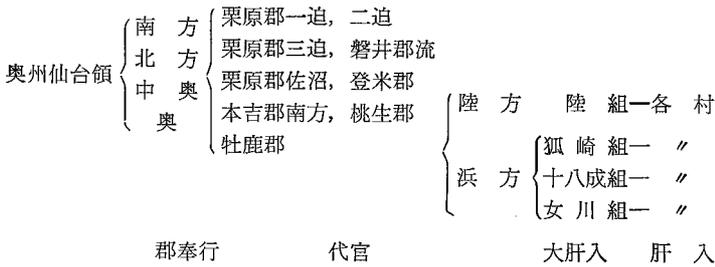
(3) 村落の共同体的結束を示す指標として紛争をとらえるものであり、村持漁業権を守るために他村と紛争が生じ、その紛争によって村内秩序が再確定するという（服部一九五四）。

(2) は人文地理学会大会シンポジウムのテーマを受け継ぐものであり、(1) および (2) は必ずしも共同体的性格の解明を目的とするものではなく考察も成されているわけではないが、その接近法において前述の外部からのアプローチと共通するものがある。(3) は視点からして外部からのアプローチの好例である。このように近世日本の漁業紛争を扱う諸研究においては、紛争の発生原因および紛争の存在そのものが重視される。その反面、近年法学や人類学で研究の必要性が説かれる紛争の処理過程（Aubert 前掲、Gulliver 1973、川島一九七二、棚瀬一九七二、七七、千葉一九六八、七六、七八、成田一九七九他）については考察が不十分である。

本稿の目的は、近世の牡鹿半島を例として漁業紛争の処理過程を明らかにすることである。そして処理過程における近世村落相互の結びつきを考察することにある。



第1図 対象地域



(佐々木1966, 牡鹿郡誌による)

第2図 郡村支配機構

二、資料および地域の概観

(1)資料 資料としては国文学研究資料館蔵「牡鹿郡狐崎浜平塚家文書」、石巻市牧浜山口家蔵「山口家文書」そして宮城県史、石巻市史、石巻市史編纂資料、雄勝町史各所収の文書等を用いた。

牡鹿郡の行政組織は(第一・二図)奥州仙台領が南方・北方・中奥・奥の四地区に分けられ、それぞれを郡奉行が支配し、中奥はさらに五地区に分けられ、それぞれを代官が支配した。そのうち牡鹿郡は陸方・浜方に二分され、浜方はさらに狐崎組・十八成組・女川組の三組に分けられ、陸組とあわせて計四人の大肝入がそれぞれを支配した(佐々木一九六六および牡鹿郡誌)。

「牡鹿郡狐崎浜平塚家文書」は、この浜方狐崎組の大肝入を長期間勤めた家が発見されたもの(宮城県史編纂委員会一九五三)であり、内容は狐崎組内のことが中心となる。「山口家文書」は、かつて牧浜の肝入か組頭を勤めたと思われる家で三年程前に発見されたものであるが、まだ公式名称が無いので本稿ではそのように仮称する。次に前述の資料をもとに地域の概観を述べる。

(2)地域の概観 狐崎組十六カ村の各村は村高・戸数ともに小規模で、村高は三〇石以下、戸数は五〇戸以下がほとんどである(第一・二表)。このような小村が、

第1表 村 高

年代 村名	①	②	③	④	⑤	⑥
	拜領高 石 升	享保年間 (1716—36)	安永年間 (1772—81)	文化5年 (1808)	天保5年 (1834)	明治3年 (1870)
祝田浜	3.87	16.03		14.46	16.05	
佐須浜	2.12	8.51		8.0	8.86	8.86
小竹浜	2.52	16.53		16.26	16.54	16.54
折浜	5.45	8.50		7.16	8.69	8.67
桃浦	13.05	22.75	23.81	23.27	24.72	25.35
月浦	3.15	11.02		10.57	11.11	11.11
侍浜	0.93	4.26		4.09	4.28	4.28
荻浜	18.57	23.60		24.05	24.39	26.18
小積浜	18.55	22.29		19.76	23.67	23.69
小牧浜	3.15	14.14		14.74	14.90	14.90
竹浜	1.41	13.27		11.73	14.18	14.18
狐崎浜	3.80	25.97	22.33 ^(*)	22.53	27.07	26.35
福貴浦	6.76	23.83		22.08	25.59	25.59
小網倉浜	18.20	29.16		28.05	30.57	32.02
清水田浜	10.84	13.63			15.52	15.52
田代浜	99.53	111.08		118.58	121.73	121.57

- ① 佐々木 (1966)
 ② 牡鹿郡誌
 ③ 風土記御用書出 (宮城県史, 石巻市史)
 ④ 牡鹿郡狐崎浜平塚家文書 (目録番号69)
 ⑤ 佐々木 (1966)
 ⑥ 明治三年陸前国郷村高帳

ほぼ大網 (大型の定置網) で主に鮪を漁獲および大網専用の漁場を所有しており (第三表)、特に狐崎浜・竹浜・福貴浦では鮪大網漁業が中心の漁業であったと思われる。一方、桃浦・月浦・侍浜・荻浜・小積浜・佐須浜の六カ村は正徳五 (一七一五) 年頃に各々鮪大網を一〜二挺、鰯地引網を三〜九挺所有していたが、鮪を漁獲することとは稀で夏・秋の鰯地引網漁業が当時は中心であった。同じ頃、折浜も鰯地引網を五挺所有しており、上記六カ村と同様な状態であったと思われる。また、桃浦は大網を二挺所有したが寛永十三 (一六三六) 年から寛文年中にかけて

第2表 戸数

年代 村名	①	②	③	④	⑤
	明和年間戸口 (1764—72)	安永年間戸数 (1772—81)	文化5年人頭 (1808)	天保2年人頭 (1831)	明治14—20年 戸数 (1881—7)
祝田浜			21人	22人	27戸
佐須浜	40戸		45	41	16
小竹浜	66		68	64	51
折浜	18		19	16	25
桃浦	61	79戸	64	58	66
月浦	享保4⑥ 御百姓42 ⁴⁵		47	41	32
侍浜	15		15	14	13
荻浜	26		25	22	17
小積浜	20		17	14	17
牧浜	20		19	16	11
竹浜	15		16	13	16
狐崎浜	37	41	37	32	40
福貴浦	25		25	21	21
小網倉浜	15		24	30	15
清水田浜	8				10
田代浜	135		117	103	115

- ① 封内風土記（仙台叢書所収）
 ② 風土記御用書出（宮城県史・石巻市史）
 ③ 牡鹿郡狐崎浜平塚家文書（目録番号69）
 ④ 天保2年牡鹿郡狐崎組浜々無類大漁記録
 宮城県史編纂委員会，文部省史料館蔵牡鹿郡狐崎文書目録
 ⑤ 陸前国牡鹿郡地誌
 ⑥ 牡鹿郡狐崎浜平塚家文書（目録番号98）

数十年間は製塩を行ない、大網漁業は一時中止した。寛文年中（二六六一〜七三）から再び大網漁業を始め時々不漁となりながらも享保三（一七一八）年に至っている。祝田浜も同様に享保四年以前六〇年間は製塩等で大網漁業を一時中止した。

このように狐崎組の各村は大網漁場を所有はしていても、なかには一時的に大網漁業を中止し、製塩業や鰯地引網漁業などを行なうところもあった。

三、漁業紛争の発生

第3表 大網漁場数

村名	年代	江戸時代	明治34年 (1901)	明治42年 (1909)
狐	祝田浜	1～2 享保4(1719)		
	佐須浜	2～3 享保4(1719)	1	1
	小竹浜	2 文化12(1805)	2	2
	折浜			
	桃浦	2 寛永13(1636), 慶長カ		
崎	月浦	2 享保4(1719), 貞享カ	1	1
	侍浜	1～2 正徳5(1715)		
	荻浜	1～2 正徳5(1715)		
	小積浜	1～2 正徳5(1715)		
	牧浜	1 寛永21(1644)	1	1
組	竹浜	5	3	3
	狐崎浜	2カ	3	3
	福貴浦	2 慶長年中(1596—1615)	1	
	小網倉浜		明治16年には あった。④	
	田代浜		6	6
十八成組	給分・小渕	3 慶長年中(1596—1615)	3	3
	大原浜	天和3(1683)	4	4
	網地・長渡		5	網地3, 長渡2
	鮎川浜		2	3

① 牡鹿郡狐崎浜平塚家文書, および山口家文書

② 渡辺(1901)

③ 宮城県漁業基本調査報告書

④ 今井・船山(1960)

漁業紛争（前述のように漁業に関係する紛争を総じて漁業紛争とする）は狐崎組内に限っても近世初期から後期にかけてかなり頻繁に生じている。前述の資料をもとに漁業紛争の発生原因をみると紛争当事者双方の言い分が異なることも多い。たとえば、大網の網位置により、一方が不漁で困るというのに対し、他方は不漁のはずが無いと申し出たりする。また、漁場の境界に関しては、一方がこの海区はかつて双方入会で網漁業を行ってきたと言え、他方は古くから自村のみが使用してきたし侵入者は追いついてきたという具合である。そこで文書から読みとれる範囲内で紛争の発生原因を大まかに二分した。それは村持漁場の境界を越えた漁業活動によって紛争となる、漁場境界に関するものと、魚道の上手にある網の位置により、下手の網の漁獲が制限されることによって紛争となる、網位置に関するものである。

これをさらに漁業種類によって、大網と大網の紛争、小漁（鰯やいるか、鮪などを採取）と小漁の紛争、大網と小漁の紛争の三つに分け、全体を六分した（第四表）。紛争の発端はいずれも一部の者同志の接触であるが、紛争の発生からそれが処理されるまでの過程をみると、漁業紛争は大体において村と村の対立であったと思われる。

漁場境界に関する紛争事例は十五カ所で見られる。このうち小漁と小漁が境界について紛争を生じた元禄十四（一七〇一）年の尾浦と御前浜、同年の御前浜と指ヶ浜の両紛争（いずれも女川組内）が処理され、解決した和談内容を見ると（146、「史料館所蔵史料目録」の目録番号を記す。以下目録番号のみ）、海境の明確化はもとより、引網・あぐり網など漁業種類による操業場所や鮪漁の口明け期日等が明記されており、これは地先村持漁場の成立を意味するものである。他の事例では必ずしもこれほど詳細なとりきめは見られないが、漁場境界に関する紛争が生じていることから、同様に地先村持漁場が成立していたと思われる。これによって、仙台藩では地先村持漁場が明治初年まで一般

第4表 漁業紛争の発生原因

漁業種類	紛争の原因	事 例
大網—大網	漁場境界	・佐須浜—祝田浜（享保4, 安永2, 安永8） ・佐須浜—小竹浜（文化12）
	網位置	・竹浜—牧浜（寛永21, 享保6, 元文4, 天明2, 安政6） ・竹浜—狐崎浜（宝永6, 文化4, 14, 15, 文政2, 寛政5） ・竹浜・狐崎浜—大原浜・給分小澗・網地浜・十八成浜・鮎川浜（文化7, 8, 15, 文政2） ・福貴浦—大原浜・給分小澗（天和3, 宝暦2）① ・福貴浦—給分小澗（慶長年中, 文化13, 14, 15, 天保6, 7） ・佐須浜—小竹浜（享保4以前, 享保4, 文化12） ・佐須浜—祝田浜（安永2, 8） ・桃浦—月浦（享保4）
小漁—小漁	漁場境界	・流留村—根岸村渡波宿（宝永4, 元文3）② ・尾浦—御前浜—指ヶ浜（元禄14） ・給分浜—十八成浜（元禄15） ・竹浜—狐崎浜（宝永8） ・月浦—桃浦（貞享4, 享保7, 11, 15, 16） ・荻浜—小積浜（正保3）③ ・荻浜—侍浜（享保13） ・船越浜—大須浜—熊沢浜（寛永～元禄～安永）④ ・出島—尾浦（文政3）
	網位置	・大原浜—小網倉浜（寛延2） ・竹浜—牧浜・小積浜・荻浜（寛延年中, 嘉永7） ・竹浜—荻浜・小積浜（嘉永3）
大網—小漁	漁場境界	・折浜・小竹浜—桃浦・月浦・侍浜・荻浜・小積浜・佐須浜（正徳5） ・福貴浦—小網倉浜（天保5） ・大原浜—給分浜（延宝5）⑤
	網位置	・折浜・小竹浜—桃浦・月浦・侍浜・荻浜・小積浜・佐須浜（正徳5） ・大原浜—給分浜（延宝5）⑤

資料 牡鹿郡狐崎浜平塚家文書, 山口家文書

①③は今井・船山（1960）による

②木村（1979）による

④田中（1976）による

⑤旧藩時漁業裁許例

化していない、とする意見（荒居一九七〇）は、この牡鹿半島周辺では妥当しないことがわかる。

先に漁業紛争の発生原因を二分したが、紛争発生およびその処理過程を規範の有無という観点から分類し考察することも必要と考える（Aubert 前掲、川島、前掲、Gulliver 前掲、棚瀬一九七七、千葉一九七八）。規範が存在する場合はその規範に従わないことが紛争の発生原因となる。たとえば、決められた位置に網を設置しない等。この場合は違反者が規範に従うという方向に紛争は処理される。規範が存在しない場合には紛争の発生原因を確認することがさらに難しくなり、当事者双方の交渉によって新たに規範が設けられる方向に紛争は処理されることになると思われる。

四、漁業紛争の処理

A 行政機関による紛争処理

郡村の司法事務は前述の行政機関（郡奉行・代官・大肝入等）が担当した（佐々一九六〇、高柳一九六〇）のであるが、牡鹿半島における漁業紛争の処理についてはこの行政機関が審級制的な性格を有したと思われる。

すなわち漁業紛争の処理過程はいくつかの段階に分けられる。まず紛争が発生し、当事者同志の交渉によって解決すれば、介入者無しで紛争が処理されたことになる（前段階）。当事者同志では解決しない場合、村の肝入に処理を依頼する。当事者双方の村肝入等の交渉によってこれを解決すれば、紛争は肝入の介入によって処理されたことになる（第Ⅰ段階）。それでも解決しない場合、大肝入に処理を依頼する。大肝入・肝入等が話し合いによってこれを解決すれば、紛争は大肝入の介入によって処理されたことになる（第Ⅱ段階）。それでも解決しない場合は代官に処理を依頼

する。代官参加の下に解決すれば、紛争は代官の介入によって処理されたことになる(第Ⅲ段階)。これでも解決しない場合は郡奉行(御郡司)に処理を依頼する。郡奉行参加の下に解決すれば、紛争は郡奉行の介入によって処理されたことになる(第Ⅳ段階)。

(1) 第Ⅰ段階

(a) 同一大肝入支配下の紛争例 安政六(一八五九)年に竹浜と牧浜が大網網位置のことで紛争を惹起した。網位置の変更を当事者が竹浜側へ申し入れたが聞かれず、牧浜村中および組頭が牧浜肝入に「御吟味被成下度如斯奉願上候」(山口家文書)と紛争の処理を願っている。

(b) 支配違いの紛争例 文化七(一八一〇)年、大網網位置が原因の狐崎浜・竹浜(狐崎組)と大原浜等六カ浜(十八成組)の紛争例がある。海上での口論の後、「先年之通岸を段々相定ル通百七拾貳尋ニ而立方罷成候様御吟味被成下度拙者共御連判を以奉願上候」(124)と大原浜・給分浜・小淵浦・網地浜・鮎川浜各村頼主・網子が大原浜・給分浜・小淵浦・網地浜・十八成浜・鮎川浜各村肝入へ紛争処理を願っている。

両事例ともに前述の処理過程のどの段階で紛争が解決したのか不明であるが、前者は大肝入、後者は代官が紛争処理に関与している。第Ⅰ段階にて紛争が処理され解決した記録は現在のところ見出し得ない。

(2) 第Ⅱ段階(第五表)

(a) 同一大肝入支配下の紛争例 享保四(一七一九)年の漁場境界に関する佐須浜と祝田浜の紛争例では「其件ニ而者何方江網立罷申候哉様子承度由御百姓之内兩人宛而度手紙相添罷遣ニ付一円ニ相心得不申儀ニ存候間又以祝田浜江兩人ニ手紙相添遣申所ニ手紙之返事ハ無之……又以弥四郎(祝田浜肝入、遠藤による)方江証状承届ニ兩人ヲ以申遣候又々証拠之詎ハ無之」(101)のよう

第5表 紛争処理の諸段階

段階	和談した事例	資料	結末不明の事例	資料
II	<ul style="list-style-type: none"> ・流留村—根岸村渡波宿（元文3） ・竹浜—牧浜（天明2） ・竹浜—狐崎浜（宝永6, 寛政5, 文化4） ・佐須浜—祝田浜（享保4, 安永2） ・荻浜—小積浜（延享1, 3） ・福貴浦—大原浜・給分浜小淵浦（宝暦2） ・祝田浜—小竹浜（安永2） 	木村（1979） 山口家文書 93, 94, 116 100, 101, 114, 115 150, 151 今井・船山（1960） 114	竹浜—牧浜（安政6） ・月浦—桃浦（享保4, 11, 15, 16） ・荻浜—小積浜（享保3, 元文2） ・荻浜—侍浜（享保13, 延享3） ・折浜—小竹浜—桃浦・月浦・侍浜・荻浜 小積浜・佐須浜（正徳5） ・福貴浦—小網倉（天保5）	山口家文書 98, 102, 104, 195, 108, 109 98, 99, 149 103, 110, 111, 148 98 143
III	<ul style="list-style-type: none"> ・竹浜—牧浜（寛永21） ・竹浜—狐崎浜（宝永8, 文化14, 15） ・竹浜—牧浜・小積浜・荻浜（嘉永7） ・荻浜—小積浜（寛文1, 8） ・佐須浜—小竹浜（文化12） ・分浜—指浜（元禄11） ・尾浦—御前浜—指浜（元禄14） ・大原浜—小網倉浜（寛延2） ・福貴浦—大原浜・給分浜小淵浦（天和3） 	山口家文書 95, 96, 97 山口家文書 99 129, 130, 131 雄勝町史 146 112 今井・船山（1960）	<ul style="list-style-type: none"> ・福貴浦—給分浜・小淵浦（文化13, 14, 15, 天保6, 7） ・竹浜・狐崎浜—大原浜・給分浜小淵浦・網地浜・十八成浜・鮎川浜（文化7, 8, 14, 15, 文政2） ・月浦—桃浦（享保16） 	144, 145 83, 116, 117, 124, 125, 126, 127, 140, 141, 142 106, 107
IV 他	<ul style="list-style-type: none"> ・流留村—根岸村渡波宿, 評定所（宝永4） ・給分浜—十八成浜, 御郡司（元禄15） ・佐須浜—祝田浜, 御郡司（寛政9） ・大原浜—給分浜, 御郡司（延宝5） 	木村（1979） 147 118, 119, 120, 121, 122, 123 旧藩時漁業裁 許例	<ul style="list-style-type: none"> ・竹浜—狐崎浜（文化12） ・荻浜—小積浜（正保3） 	139 今井・船山 （1960）

資料 牡鹿郡狐崎浜平塚家文書（資料番号は史料館所蔵史料目録による）

に、祝田浜が設置しようとする網位置について肝入同志で何度かやりとりがあったものの埒が明かずに、「内々ニ而双論（争論、相論カ、遠藤による）仕候而者当年之大網差支ニ罷成至而難儀ニ奉存候条私共少畑高所持仕大網獵斗渡也ニ仕者共ニ御座候故無是悲（是非カ、遠藤による）御披露仕候乍恐祝田浜儲成証状罷届御如何様ニ茂被仰付下置度奉願上候」（10）と、佐須浜肝入・組頭・御百姓計三九名が大肝入に紛争処理を願ひ出ている。

天明二（一七八二）年の大網網位置に関する竹浜と牧浜の紛争例では「御吟味被成下度由牧浜肝入組頭過ル十四日御訴申上候処五ヶ浜肝入中場所御見分」（山口家文書）とあるように、牧浜肝入・組頭が大肝入に紛争処理を願ひ出で、五カ村の各肝入が網位置の現場検証を行い（大肝入の命によると思われる）、「相片付候」と紛争を処理・解決し大肝入へその旨報告している。これは他村肝入が活動した例であるが、これについては後述する。

(b) 支配違いの紛争例 宝暦二（一七五二）年の福貴浦（狐崎組）と大原浜・給分浜小淵浦（十八成組）との大網網位置に関する紛争例では、「当年福貴浦大網杭沖江出迷惑之所々大原浜給分浜小淵浦より訴申出候ニ付今日双方肝入同道潮所見分申候」（今井・船山一九五八）とあり、必ずしも大肝入・他村肝入の介入が明確ではないが、同書末尾に、新山浜・網地浜・松川浜（鮎川浜カもしくは泊浜カ、遠藤による）、狐崎浜・牧ノ浜・田代浜・小網倉浜（前三者は十八成組、後四者は狐崎組）各村肝入と、狐崎組ならびに十八成組両大肝入が連署していることから、紛争処理に参加したものと思われる。

支配違いの紛争例において第Ⅱ段階で解決したものは本事例が唯一であり、他は全て第Ⅲ段階に達している。本事例の場合、紛争の発生原因は天和三（一六八三）年の双方の申し合わせに福貴浦が違反したことにある。すなわち、規範からの背離が原因である。天和三年の規範とは福貴浦の大網網位置の決定をさすが、これは紛争の結果案出され

たものである。この規範成立以前の天和三年の紛争は「御代官衆御披露之申上候依之我□共見分ニ右場所ニ罷返」(今井船山、前掲)とあるように代官も参加している。この両紛争例は規範の有無による紛争発生原因の質的な違いに応じて、処理過程の段階が異なることを示す好例といえる。

(3) 第三段階 (第五表)

(a) 同一大肝入支配下の紛争例 文化十四(一八一七)年の竹浜と狐崎浜の大網網位置に関する紛争例は次の通りである。文化四(一八〇七)年の始末書に「此末四丁目大阿ミ永代竹浜ニ而相立申間敷事」(116)とあり、竹浜の四丁目大網は永代止網となったにもかかわらず再び行なうらしいと聞き、狐崎浜は「直談仕候処左様之義不聞得」(116)と竹浜肝入に問うが否定される。「又以風唱ハ御座候間度々申遣候」と、それ以後何度も事実を問うのだったが、いずれも「網は設置しない」と否定されている。その後竹浜は大網を勝手に設置してしまい、狐崎浜はこの網を切り放すという実力行使に出る。竹浜は「一村拳而之願之儀」として、往年の如く四丁目大網を設置できるように「御下知被成下置度奉願上候」と肝入・与頭・瀬主をして陸方大肝入に紛争処理を願ひ出る。一方、狐崎浜肝入・組頭から申し出を受けた狐崎組大肝入は、この旨陸方大肝入に報告する。そして陸方大肝入は「御取合御吟味御指図被成下置(度)奉存候」と代官に処理を依頼している。規範からの背離が原因の紛争でありながら代官に達した理由は不明である。

寛文元(一六六一)年の荻浜と小積浜の村境紛争例では「小積浜荻浜村境石峠峰ノ海道切大木戸浜通者あつくし田境ニ御座候而先年ノ塚御座候処小積浜之者共寛文元年ニ右塚堀崩申ニ付内々を以色々申理リ候得共埒明不申論地候ニ付狐崎大肝入平塚某(名は某とする。以下同じ)殿へ品々口上書を以御披露仕候処ニ其節御代官大窪某様及川某様并郡山某様右塚論御穿鑿被成置候」

(99) (傍点は遠藤による) ならびに「何様之品を以堀崩申由肝入惣五郎方へ組頭を以申遣候処惣五郎挨拶仕候者村吟味を以堀返候」

(98)とあるように肝入同志の話し合いでは埒が明かずに、大肝入に処理を依頼していることがわかる。ここでは大肝入から代官へ処理を依頼する過程が明らかではないが、寛文八(一六六八)年には「又以右境塚堀崩畑ニ仕候間右之品々承候得而茂小積浜之者共一円聞入不申口論ニ罷成候間無是悲(是非カ、遠藤による)口上書を以右之品申上候得者大肝入平塚某殿小積之者共御穿鑿被成候得共埒、明、不、申、ニ、付、御代官小室某様前田某様御披露ニ罷成大和田某様右境塚へ御出被成置先年之通り」(99)(傍点は遠藤による)とあるように、大肝入段階で処理できずに代官へ処理を依頼したことがわかる。

(b)支配違いの紛争例 寛延二(一七四九)年の小網倉浜(狐崎組)と大原浜(十八成組)の小漁での網位置に関する紛争例では、文書から詳細は知り得ないが、「右之通此度双方肝入組頭并組合肝入共御立合御見分之上」(112)とあるように両村肝入・組頭と狐崎組から六カ村、十八成組から四カ村各肝入が紛争処理に参加し、その結果を狐崎組・十八成組両大肝入に報告している。両大肝入は「右之通吟味仕申含候処双方請合連判を以申出候間御詮儀御免被成下度奉存候」と代官へ申し出ている。これは、一担代官へ紛争処理を願ひ出た上での申し出と思われる。

(4)第IV段階(第五表)

寛文四(一六六四)年の大原浜と給分浜(いづれも十八成組)における大網と小漁での網位置ならびに漁場境界に関する紛争では、「其御御代官小関勘右衛門前田河助右衛門方へ給分浜より右品々訴え海々の境を被相立被下置度旨申出し両浜の者共に境の様子相尋被申候得は給分浜の者共不成申分にて愈御郡司衆へ相違追て可埒明旨挨拶被申」(旧藩時漁業裁許例)(傍点は遠藤による)とあるように、代官では埒が明かずに御郡司に達したことがわかる。

寛政九(一七九七)年の佐須浜と祝田浜の紛争においては「此度御郡司様御代官様を被仰渡御紙面之趣を以」(122)とあるように、御郡司が一紙を紛争当事者へ渡したことが知られるのみであり、代官から郡奉行(御郡司)へ紛争処

理を依頼する過程は必ずしも明らかではない。両事例ともに同一大肝入支配下のものである。

以上によって、肝入↓大肝入↓代官↓郡奉行の過程は漁業紛争の処理において審級的な性格を有したと思われる。このような行政機関による審級的な紛争処理の一方において、既に数事例を示したような他村肝入の介入による紛争処理がある。

B 他村肝入の介入による紛争処理

文政十三（一八三〇）年に狐崎組十五ヶ浜各肝入が連判で狐崎組大肝入宛に次のように申し出ている。

御扱拾五浜五人組合先年被仰渡候通浜割左ニ申上候

壱組

一、祝田浜、小竹浜、侍浜、竹浜、福貴浦

壘組

一、折浜、月浦、荻浜、牧浜、小網倉浜(2)、

清水田浜

壺組

一、桃浦、狐崎浜、小積浜、田代浜、佐須浜

右之通何方浜ニ而公事争論等有之節は右組合之浜之肝入共寄合相成候丈者吟味内済ニ仕御上様御苦勞不罷成候様浜浜組合相定連判を以此段如斯申上候 以上

文政十三年 十五ヶ浜各肝入連判

大肝入 平塚雄五郎殿

右のように五人組合の組分けが定められた(22)。これは近世村落内での家単位の五人組とは異なり、村単位のものである。その内容をみると、公事争論等が生じた場合には、この組合の肝入共が寄り合い、内部で解決し、御上様には

苦勞をかけないようにする旨が記されている。「吟味内済ニ仕」とあることから五人組合は紛争処理を内済にて解決するためのものであったと思われる。

紛争当事者ではない村から肝入が紛争処理に参加した事例を、村名および参加した旨が記されたものに限り整理すると第六表のようになる。寛永二十一（一六四四）年から嘉永七（一八五四）年までに二十一例あり、このうち五人組合の文字が現われるのは、17番（寛政九年の例）および18番（文化四年の例）、20番（文化十三年の例）の三例のみである。これにより前述の五人組合に関する文書は文政十三（一八三〇）年のものであるが、逆のぼって寛政九（一七九七）年には既に五人組合が存在していたことがわかる。

(1) 寛政九年以後 前述の文政十三年での五人組合の組分けを仮りにA（祝田浜・小竹浜……福貴浦）、B（折浜・月浦……小網倉浜、清水田浜）、C（桃浦・狐崎浜……佐須浜）として各事例に当てはめてみる。

(a) 五人組合の文字がみられる場合 17番（寛政九年の例）をみると（第六表）、祝田浜(A)と佐須浜(C)の紛争に処理として介入したのは、小竹浜(A)、月浦(B)、荻浜(B)、牧浜(B)、狐崎浜(C)の五カ村で、その内訳はA・B・Cが(一・三・一)の割合となる。同様にして18番（文化四年の例）ではAとCの紛争に三カ村が(一・二・〇)の割合で介入し、20番（文化十三年の例）では福貴浦(A)と狐崎組以外の村との紛争に、狐崎組からは三カ村が(一・一・一)の割合で介入している。

(b) 五人組合の文字がみられない場合 19番（文化十二年の例）ではAとCの紛争に七カ村が(二・三・二)の割合で介入し、21番（嘉永七年の例）では竹浜(A)と荻浜(B)牧浜(B)小積浜(C)の紛争に二カ村が(一・一・〇)の割合で介入している。

第6表 他村肝入の介入例

年代	五人組合 村名	A	C	A	B	C	B	A	B	C	B	A	C	A	B	C	介入者 (A, B, C)	資料
		祝	佐	小竹	折	桃	月	侍	荻	小積	牧	竹	狐	福	小網	田		
1	寛永21 (1644)			○			○				×	×					(1. 1. 0)	山口家文書
2	寛文1 (1661)			○		○			×	×	○	○					(2. 1. 1)	99のうち
3	寛文8 (1668)			○					×	×	○		○				(1. 1. 1)	98のうち
4	宝永6 (1709)			○			○	○	○	○		×	×	○	○	○	(3. 2. 2) (3. 3. 2)	93, 94
5	享保4 以前		×	×							○		●			○	(0. 1. 3)	101のうち
6	享保4 (1719)	×	×		○		○		○		○	○	○	○	○	○	(2. 5. 2)	100, 115, 118, 123,
7	享保11 (1726)	○	○	○	○	×	×			○	○	○					(3. 2. 2)	108
8	享保16 (1731)	○	○			×	×	○	○	○	○	○	○				(3. 2. 3)	107
9	元文2 (1737)								×	×			○	○	○		(1. 1. 1)	149
10	寛保2 (1742)								×	×	○		○	○			(1. 1. 1)	149のうち
11	延享3 (1746)								×	×	○	○	○				(1. 1. 1)	151
12	寛延2 (1749)				○		○		○		○		○	○	×		(1. 4. 1)	112
13	宝暦2 (1752)										○		○	×	○	○	(0. 2. 2)	①
14	安永2 (1773)	×	×						○	○	○	○	○				(1. 2. 2)	118, 123
15	安永2 (1773)	×	○	×					○		○	○	○				(1. 2. 2)	115-2

第7表 享保四年問答例

五人組合 書状 村名	五人組合												介入者 (A, B, C)	資料				
	A	C	A	B	C	B	A	B	C	B	A	C			A	B	C	
1 佐須浜 (C) 答	×	×		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3. 4. 0)	101—1
2 佐須浜 (C) 答	×	×		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3. 4. 0)	101—2
3 佐須浜 (C) 答	×	×		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3. 4. 1)	101—4
4 祝田浜 (A) 答	×	×		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	(2. 4. 2)	101—5
5 祝田浜 (A) 答	×	×		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1. 4. 2)	101—3
6 小竹浜 (A) 答		×	×	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	(2. 4. 2)	101—8
7 和 談	×	×		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	(2. 5. 2)	115—1, 100

資料 佐鹿郡須賀浜平塚家文書 (須賀藩町は史料館所蔵 史資田録による)

凡例 × 紛争当事者 ○ 介入者

い正したものである。紛争の概略は、祝田浜が製塩等でしばらく休止していた大網を小竹浜の者を数名雇い入れて再建しようとするが、その大網漁場は近年佐須浜が使用しており、その漁場の利用権をめぐる争ったものである。第七表において1番から7番まで全体を通してBの四カ村の参加が目立つ。そして、4・5・6番の祝田浜(A)および小竹浜(A)と介入者との問答では、(二・四・二)(一・四・二)(二・四・二)との割合で他村肝入が参加した。一方、1・2・3番の佐須浜(C)との問答では、(三・四・〇)(三・四・〇)(三・四・一)のように均衡を欠く場合もあつ

第8表 紛争例ごと介入関係

紛争例 事例数 介入者	A-B	B-C	C-A	A-A	A-B・C	A-他	B-他	計
		2	7	7	1	1	2	1
A	3	12	10	1	1	1	1	29
B	3	9	19	2	1	3	4	41
C	2	10	11	2	—	3	1	29
計	8	31	40	5	2	7	6	99

第6表の21事例にもとづく

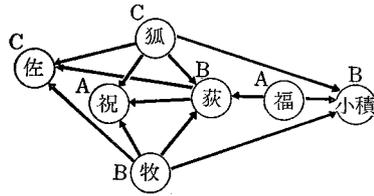
た。しかるに総じてA・B・C三組の意味がありそうである。

さらに逆のぼって第六表に戻り、2番(寛文元年の例)では荻浜(B)と小積浜(C)の紛争に(二・一・一)の割合で四カ村が介入し、3番(寛文八年の例)ではBとCの紛争に(一・一・一)の割合で三カ村が参加している。そして1番(寛永二十一年の例)ではAとBの紛争に(一・一・〇)の割合となっている。

以上のことから、寛政九年以前に五人組合が存在したか否かは明らかではないが、少くとも紛争当事者と介入者との関係を把握する限りにおいて文政十三年当時の五人組合、三組の組分けは、近世の早い時期から意味を有していたのではないかと思われる。

寛政九年以前・以後に分けて他村肝入の介入という事実を示したが、その介入様式には全期を通じて共通するところがあった。それ故A・B・Cの組分けの意味をさらに考察しようと思う。

A・B・C各組間の介入・被介入関係(以下介入関係とする)をみると、AからBには延十八カ村が介入し、逆にBからAには延三十八カ村が介入した。これをA↑B(18↑30)と表示すると、同様にB↓C(29↓13)、C↑A(20↑23)となる。Bの諸村がA・Cの諸村に介入する率が高かったことを



(介入・被介入回数が以下のものに限る
5-0, 5-1, 4-0, 4-1, 3-0)

第3図 一方的な介入関係

示すが、換言すれば、A対Cの紛争にBが介入することが多かったことになる(第八表)。

そして狐崎組十五カ村の各組分けの配置をみると、海岸線に沿って隣接する村は必ず別の組になっていることがわかる。紛争はほぼ隣接村間に生じるために、当然の帰結としてA-I、A-B、B-I、B-C、C-Iという紛争は発生しないことになる。第八表に示した紛争例は第六表の二十一事例に限ったものであり、全紛争例(第四表)を考慮しても、A組内で生じた一例(第八表)を除きA・B・C各内での紛争は生じていない。

これによってA・B・Cの組分けはかなり現状に即したものであったと思われる。

(3) 介入様式からみた村関係

前述の二十一事例から一村当平均介入回数(他村の紛争に介入した回数)は六、六回、被介入回数(自村の紛争廻りに他村から介入された回数)は二、七回となる(第六表)。これには牧浜・狐崎浜のように介入回数が被介入回数に比して非常に多い村がある一方で、小積浜・佐須浜のように被介入回数が多い村もあった。

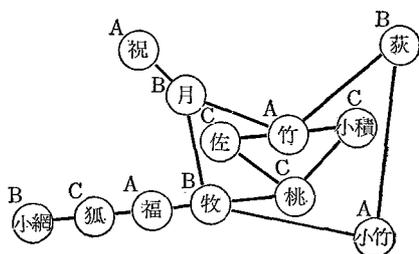
この介入関係を個々の村相互の関係として整理すると第九表のようになる。これは管見の資料のみに基づく結果であるため、将来補正されるべき余地を残すものであるが、現段階にて介入収支(介入回数-被介入回数)の大小により次の二類型を見い出せると思う。

第9表 村ごと介入関係

介入者	被介入者															計
	A	C	A	B	C	B	A	B	C	B	A	C	A	B	C	
	祝	佐	小竹	折	桃	月	侍	荻	小積	牧	竹	狐	福	小網	田	
A	祝		1	1		2	2				1	1				8
C	佐	1		1		2	2				1	1				8
A	小竹	1	1			1	1		2	2	2	3	1			14
B	折	1	2	1		1	1		1	1	2	2		1		13
C	桃		1	1					1	1	1	1				6
B	月	2	3	1							1	2	1		1	11
A	侍					1	1					1	1			4
B	荻	4	3	1		1	1				1	2	1		1	15
C	小積	1	1			2	2					1	1			8
B	牧	4	5	3		2	2		4	4		1	1	2	1	29
A	竹	3	2	1		2	2		2	2				1		15
C	狐	4	5	3		1	1		4	4				2	1	25
A	福	1	2	1					3	3	1	3	2		1	17
B	小網	1	1						1	1		2	2	1		9
C	田	1	2	1								1	1	1		7
計		24	29	15		15	15		18	18	10	21	11	7	6	189

第6表の21事例にもとづく

- (a) 一方的な介入関係 (第三図)
 介入収支三以上のものに限った。狐(狐崎浜)は小積(小積浜)に四回介入したが、小積は狐に一回のみ介入し、両村の介入関係は狐↓小積(4↓1)という一方的なものとなる。狐と佐(佐須浜)の介入関係は狐↓佐(5↓0)となる。
- (b) 相互的な介入関係(第四図)
 介入収支が○および一で、しかも総介入・被介入回数が三以上のものに限った。祝(祝田浜)と月(月浦)は互いに二回ずつ介入し合っており、介入関係は祝↑月(2↑



(介入・被介入回数が以下のものに限る
3—2, 2—2, 2—1)

第4図 相互的な介入関係

2)と相互的なものになる。同様に、竹(竹浜)―萩(萩浜) および竹―月は各々(2—2)であり、竹―佐および竹―小積は各々(2—1)の介入関係となる。

以上から、狐崎浜・牧浜のように数カ村に対して一方的に介入した村が、反面では相互的な介入関係をも他村と結んでいることがわかる。このことは、一方的に介入を受ける側であった小積浜・佐須浜や、一方的介入をすると同時に他から一方的介入を受けた萩浜においても同様であり、それぞれ相互的な介入関係をほかの諸村と結んだ。

紛争により、どの村が介入するかについては、「先年佐須浜之者共網立所相違之由ニ而小竹浜る出入申然双方る右之品其之節之大肝入平塚庄兵衛殿申出候ニ付牧浜介入某(某は遠藤による) 田代浜肝入某狐崎介入某并同浜組頭某右之者共庄兵衛方る申付右大網建所見分ニ差遣申候」(101) (傍点は遠藤による)とあり、あるいは「大肝入衆御吟味を以……右四人見分ニ被指遣右大網建所見分之上相極申候」(101)とあることから大肝入が決定したと思われるが、他の事例では明らかではない。

なお、他村肝入の介入事例は近世大阪湾においてもみられ(野村一九五六、五八)、介入関係から把えた村相互の結びつきがいかなる意味を有するのか、今後の課題となる(近世の内済においては扱人の介入が一般的にみられたが本稿では漁業紛争の場合に限った)。

近世民事裁判の特徴として内済がある（小早川一九四一他）。内済の意味はほぼ幕藩法の研究から「判決によらない争訴解決」と理解されている（金田一九二八、小早川一九四一、高柳一九四一、大竹一九五一、石井一九五九）。仙台藩の牡鹿半島における漁業紛争の処理においては、「公事争論等有之節は右組合之浜之肝入共寄合相成候丈者吟味、内済ニ仕御上様御苦勞不罷成候様」（32）（傍点は遠藤による）とあるように、五人組合（他村肝入）の介入によって紛争を解決し御上様に苦勞をかけないこと、をもって内済と称した。内済の語が用いられたのは、管見の限りではこの他に二例ある。いずれも竹浜と狐崎浜の紛争に関するもので、寛政五（一七九三）年に「取扱人ニ相任せ和睦仕候」（117）とあり、文化四（一八〇七）年に「五人組肝入中立合仕候」（116）とあるように、他村肝入の介入によって解決したことを「内済ニ相片付」（116・117）と称している。

内済とは称せずとも「五人組合肝入衆御立合」、「当浜々肝入衆御引添内見分被成下候」（132・136・137）のように内済とほぼ同義の内容を仲済（中済）（132・136・137）もしくは中策（100・109・114・115・118・122・123・山口家文書）の語を用いて示している例がある。このような例は享保四（一七一九）年から嘉永七（一八五四）年に至るまで現われる。しかも「狐崎組大肝入衆御立合御中済之上」（145）のように大肝入の直接参加に対しても中済（145）や中策（109）が用いられている。内済・仲済（中済）・中策の語を使用せずにはほぼ同一内容を示す事例があることは言うまでもない。

このように、現段階では内済・仲済（中済）・中策を明確に定義づけることはできない。牡鹿半島における前述の如き内済の説明は、内済の語が現われた三例を資料として限ったものである。

五、結語

本稿の目的は、近世の牡鹿半島を例に、漁業紛争の処理過程を明らかにし、処理過程において村落間関係を考察することであった。

狐崎組十六カ村は戸数五〇戸以下の小村が多く、大網や小漁等の漁業活動を営んだ。この小村が、大別して網位置と漁場境界に関する漁業紛争を頻繁に惹起した。ほぼ近世村落が漁業紛争の単位であることから、共同体的性格は小村ではあれ近世村落内（外ではない）に求められるべきものと考えた。しかし、共同体的性格の具体的な内容については本稿では触れ得なかった。

そして、紛争の処理は肝入↓大肝入↓代官↓郡奉行という行政担当者の順に審級制的な性格をもって行なわれたことを示した。一方において紛争処理は五人組合（狐崎組十六カ村各肝入が構成）により、大肝入以下のレベルで内済にて処理された。この他村肝入の介入を村相互の介入・被介入関係として整理した結果、一方的および相互的という二つの村落間関係のタイプが見い出された。

注

(1) 紛争が社会集団の統一に果たす役割については Simmel (1923) が指摘し(Coser によれば Simmel 以前にも指摘者があったという)、それは Coser (1958) によって「外集団との闘争は集団内凝集性を強める」(新睦人訳による)という命題が設定された。集団内の性質を外集団との関係から考察する点において、本稿は視点を同じくするものである。

(2) 小網倉浜と清水田浜は村高・戸数等の記載が別々の近世村落でありながら漁業紛争関係の文書には小網倉浜をもって両者

を意味する場合が多く、狐崎組十六ヶ村は狐崎組十五ヶ浜ともいわれる。

参考文献

- (1) 荒居英次『近世日本漁村史の研究』新生社、一九六三、二三一～二六四頁
- (2) 荒居英次『近世の漁村』吉川弘文館、一九七〇、一～二〇五頁
- (3) 池野茂「徳川時代の海女漁業の『むら』——三重県志摩町を中心にして——」人文地理、九、一九五七、一九七～二〇八頁
- (4) 石井良助編『日本法制史』青林書院、一九五九、二七二～二七四頁
- (5) 石巻市図書館蔵『明治三年陸前国郷村高帳』
- (6) 石巻市図書館内『牡鹿郡萬御改書上』
- (7) 石巻市牧浜山口家蔵『山口家文書』
- (8) 今井丈夫・船山信一「水産業」『宮城県史』十、一九六〇、一～三三〇頁
- (9) 大竹秀男「近世水利訴訟法における内済の原則」法制史研究、一、一九五一、一八三～二二二頁
- (10) 雄勝町史編纂委員会『雄勝町史』表紙、一九六六
- (11) Aubert, V.: 'Competition and dissensus: two types of conflict and of conflict resolution', *The Journal of Conflict Resolution*, 7, 1963, p. 26～42.
- (12) 牡鹿郡誌編纂委員会『牡鹿郡誌』一九二三、六三～一一五頁
- (13) 金田平一郎「徳川時代に於ける訴訟上の和解(一)」史苑、一、一九二八、一七四～一九八頁
- (14) 金田平一郎「徳川時代に於ける訴訟上の和解(二)」史苑、一、一九二八、二六六～二七五頁
- (15) 川崎茂「山論にみられる村落共同体と境界」史学研究、六五、一九五七、六七～六八頁
- (16) 川名登・堀江俊次・田辺悟「相模湾沿岸漁村の史的構造(1)」横須賀市博物館研究報告人文科学、十四、一九七〇、一五～四九頁

- (17) 川名登・堀江俊次・田辺悟「三浦半島における近世漁村の構造」神奈川県史研究、二、一九七一、一八〇～三六頁
- (18) 川名登・堀江俊次・田辺悟「相模湾沿岸漁村の史的構造(2)」横須賀市博物館研究報告人文科学、十六、一九七二、一九〇～三四頁
- (19) Gulliver, P. H.: 'Negotiations as a Mode of Dispute Settlement: Towards a General Model', *Law and Society Review*, 7, 1973, p. 667~691.
- (20) 木村敏郎「万石浦の古絵図—元文三年の流留村、渡波宿の争論—」石巻市史編纂資料、二、一九七九、七六—八五頁
- (21) 国文学研究資料館蔵『牡鹿郡狐崎浜平塚家文書』
- (22) 国文学研究資料館『史料館所蔵史料目録』、八、一九八〇、二四〇～三〇頁
- (23) 小早川欣吾「近世民事裁判の概念と特質(一)」法学論叢、四五、一九四二、一〇～三六頁
- (24) 小早川欣吾「近世民事裁判の概念と特質(二)」法学論叢、四五、一九四二、三七二～四〇四頁
- (25) 小早川欣吾「近世民事裁判の概念と特質(三)」法学論叢、四五、一九四二、六一四～六四三頁
- (26) 小早川欣吾「近世民事裁判に於ける身分的性格と等級性について(一)」法学論叢、四六、一九四二、二〇〇～五六頁
- (27) 小早川欣吾「近世民事裁判に於ける身分的性格と等級性について(二)」法学論叢、四六、一九四二、三八八～四二二頁
- (28) Coser, L. A.: 'The Function of Social Conflict', *Routledge & Kegan Paul*, 1956. (ローザ社会闘争の機能、新曜社、新陸人訳、一九七八、二六一頁)
- (29) 佐々久「警察」『宮城県史』七、一九六〇、二二二～二五二頁
- (30) 佐々木慶市「近世史」『宮城県史』二、一九六六、一三三～一五八頁
- (31) Simmel, G.: 'Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung kap. IV. Der Streit', 1923. (シンメル闘争の社会学、法律文化社、堀喜望・居安正共訳) 一九六六、二二二頁
- (32) 人文地理学会「むらとむらの結びつき—要旨・反省・所感—昭和31年度人文地理学会大会シンポジウム」人文地理、八、一九五七、四五八～四七六頁
- (33) 水津一朗『社会地理学の基本問題—地域科学への試論—』大明堂、一九六四、二四八頁
- (34) 水津一朗『社会集団の生活空間—その社会地理学的研究—』大明堂、一九六九、四五五頁

- (35) 田中幹夫「東北地方の漁村資料 I、宮城県雄勝町大須浜の事例(その2)」東北歴史資料館研究紀要、二、一〇五〜二二五頁
- (36) 棚瀬孝雄「紛争解決過程の理論枠組」(『法社会学講座』五、岩波書店、一九七二)三八〜五六頁
- (37) 棚瀬孝雄「紛争と役割過程(一)紛争解決過程の社会的位置づけ」法学論叢、百一四、一九七七、一〜二九頁
- (38) 棚瀬孝雄「紛争と役割過程(二)紛争解決過程の社会的位置づけ」法学論叢、百一五、一九七七、一〜三〇頁
- (39) 棚瀬孝雄「紛争と役割過程(三)完一紛争解決過程の社会的位置づけ」法学論叢、百一六、一九七七、一〜二九頁
- (40) 千葉正士「紛争および紛争処理研究上の問題点―理論的研究の準備のために―」東京都立大学法学会雑誌、八二二、一九六八、三一〜八六頁
- (41) 千葉正士「法と紛争の相対性―紛争と秩序の連続性―理論より」(『法理学の諸問題、加藤新平教授退官記念』有斐閣、一九七六)一五四〜一七五頁
- (42) 千葉正士「紛争理論研究の意義と動向」東京都立大学法学会雑誌、十八〜十二、一九七八、三三〜五九頁
- (43) 成田弘成「ニューギニアの伝統的社会における紛争と交換」民族学研究、四四、一九七九、二八九〜三〇八頁
- (44) 農商務省「旧藩時漁業裁許例」大日本水産会、一八九五、一〇六〜一〇八頁
- (45) 野村豊「近世漁村史料の研究―大阪湾沿岸漁村学術調査報告―」三省堂、一九五六、四九九頁
- (46) 野村豊「漁村の研究―近世大阪の漁村―」三省堂、一九五八、三九八頁
- (47) 服部一馬「房州見物村の探藻慣行―漁村における共同体的規制―」常民文化研究、六九、日本常民文化研究所、一九五四、二〇一〜二二二頁
- (48) 羽原双吉「日本漁業経済史」岩波書店、一九五三〜五五年
- (49) 風土記御用書出(宮城県史二十六、石巻市史五所収)
- (50) 封内風土記(仙合叢書所収)
- (51) 宮城県水産試験場「宮城県漁業基本調査報告書」、一、一九〇九、二六〜七九頁
- (52) 宮城県地誌掛「陸前国牡鹿郡地誌」一八八一〜八七七年頃
- (53) 宮城県史編纂委員会「文部省史料館所蔵牡鹿郡狐崎文書目録」一九五三、一〇七頁

- (54) 山口和雄『日本漁業經濟史研究』北隆館、一九四八、三八〇頁
- (55) 吉川博康「近世東伊豆海域における入会漁場係争と稻取村の立場」人文地理、十五、一九六三、六四五～六五四頁
- (56) 渡辺為吉「大網・大敷網・台網漁業調査報告」(『農商務省水産局 水産調査報告』十一―一、一九〇二) 一～一〇六頁